

政 令

後見登記等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年二月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三十三号

後見登記等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第十二条第三項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

附 則

この政令は、令和三年三月一日から施行する。

法務大臣 上川 陽子
内閣総理大臣 菅 義偉

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年二月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三十四号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第三十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和三年四月一日とする。

総務大臣 武田 良太
内閣総理大臣 菅 義偉

放送法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年二月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三十五号

放送法施行令の一部を改正する政令

内閣は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行に伴い、及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第八十条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。
第三条中「第八十六条の三の」を「第八十六条の四の」に改め、同条の表の上欄中「含む。」の下に「第七百十四条の三」を加え、「並びに第七百三十一条第一項」を「第七百三十一条第一項」に改め、「第三項第二号」の下に「並びに第七百三十五条の二第三項第二号」を加え、「第八十六条の三」を「第八十六条の四」に改める。

附 則

この政令は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

総務大臣 武田 良太
内閣総理大臣 菅 義偉

省 令

○法務省令第三号

後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）第十八条の規定に基づき、後見登記等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月十九日

法務大臣 上川 陽子

後見登記等に関する省令の一部を改正する省令
後見登記等に関する省令（平成十二年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（登記事項証明書等の交付請求の方式）</p> <p>第十七条 【略】</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載し、申請人又はその代表者若しくは代理人が記名しなければならぬ。</p> <p>「一」ハ 略</p>	<p>（登記事項証明書等の交付請求の方式）</p> <p>第十七条 【同上】</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載し、申請人又はその代表者若しくは代理人が記名押印しなければならぬ。</p> <p>「一」ハ 同上</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、令和三年三月一日から施行する。

○文科科学省令第七号

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第八条第一項及び第十八条並びに大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）第二条第二項ただし書並びに独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項並びに独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第八条の二第四項ただし書及び第八条の四の規定に基づき、大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月十九日

文科科学大臣 萩生田光一

大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令

第一条 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文科科学省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（認定の申請等）</p> <p>第十一条 授業料等減免を受けようとする学生等は、その在学する確認大学等の定める日までに、申請書（以下この条から第十一条の三までにおいて「減免申請書」という。）を当該確認大学等（その者が同時に二以上の確認大学等に在学するときは、これらのうちいずれか一の確認大学等）に提出するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、入学金減免を受けようとする学生等は、確認大学等に入学（第二十条第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三号の転学及び同条第五号の入学を含む。以下この項、次条及び第十一条の三において同じ。）する前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の定める日までに、減免申請書を当該確認大学等に提出するものとする。</p> <p>3～8 [略]</p> <p>（緊急に授業料減免を受けることが必要な授業料等減免対象者に対する授業料減免の特例）</p> <p>第十一条の三 第十九条第一項第二号に該当する授業料等減免対象者に対する授業料減免は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業料等減免対象者の区分に応</p>	<p>（認定の申請等）</p> <p>第十一条 授業料等減免を受けようとする学生等は、その在学する確認大学等の定める日までに、申請書（以下この条及び次条において「減免申請書」という。）を当該確認大学等（その者が同時に二以上の確認大学等に在学するときは、これらのうちいずれか一の確認大学等）に提出するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、入学金減免を受けようとする学生等は、確認大学等に入学（第二十条第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三号の転学及び同条第五号の入学を含む。以下この項、次条及び附則第四条において同じ。）する前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の定める日までに、減免申請書を当該確認大学等に提出するものとする。</p> <p>3～8 [同上]</p> <p>「条を加える。」</p>

じ、それぞれ当該各号に定める月から授業料減免を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

一 第十九条第一項第二号に規定する事由が生じた日（以下「事由発生日」という。）が入学前であり、入学後三月以内の日までに減免申請書を提出した者 当該確認大学等に入学した日の属する月

二 事由発生日が入学前であり、入学後三月を経過して減免申請書を提出した者 当該減免申請書を提出した日の属する月

三 事由発生日が入学後である者 当該減免申請書を提出した日の属する月

（授業料等減免対象者等の収入額及び資産額等の判定等）

第十三条 [略]

2 第十九条第一項第二号に掲げる場合に行う授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額が第十条第二項第三号イに定める額に該当するかどうかの判定及び当該減免額算定基準額に応じた授業料減免の額の判定は、事由発生日の属する年の翌々年に前項の規定により適格認定における収入額・資産額等の判定が行われるまでの間は、前項の規定にかかわらず、三月ごと（事由発生日から起算して十五月を経過した後にあつては、一年ごと）を行うものとする。

3～5 [略]

（生計維持者の変更等の届出）

第十四条の二 授業料等減免対象者は、その生計維持者の変更又は国籍若しくは在留資格の変更若しくは在留期間の更新があつたときは、確認大学等が定めるところにより、当該変更又は更新のあつた事項を確認大学等に届け出るものとする。

（授業料等減免対象者等の収入額及び資産額等の判定等）

第十三条 [同上]

2 第十九条第一項第二号に掲げる場合に行う授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額が第十条第二項第三号イに定める額に該当するかどうかの判定及び当該減免額算定基準額に応じた授業料減免の額の判定は、第十九条第一項第二号に規定する事由が生じた日（以下この項及び附則第四条において「事由発生日」という。）の属する年の翌々年に前項の規定により適格認定における収入額・資産額等の判定が行われるまでの間は、前項の規定にかかわらず、三月ごと（事由発生日から起算して十五月を経過した後にあつては、一年ごと）を行うものとする。

3～5 [同上]

（生計維持者の変更等の届出）

第十四条の二 授業料等減免対象者は、その生計維持者の変更又は在留資格の変更若しくは在留期間の更新があつたときは、確認大学等が定めるところにより、当該変更又は更新のあつた事項を確認大学等に届け出るものとする。

附則
（令和三年度における減免額算定基準額の算定の特例）

第四条 施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定める場合は、令和三年四月から九月までの間は、第十九条第一項各号に掲げる場合のほか、選考対象者若しくは授業料等減免対象者又はその生計維持者が令和二年度分の施行令第二条第二項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において次のいずれかに該当する者であった場合とする。

- 一 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものうち、その者と生計を一にする子（他の者の地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族とされている者を除く。）で令和元年の同法第三百三十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものを有し、かつ、令和元年の合計所得金額が五百万円以下であるもの
- 二 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものうち、その者と生計を一にする子（他の者の地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族とされている者を除く。）で令和元年の同法第三百三十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものを有し、かつ、令和元年の合計所得金額が五百万円以下であるもの

附則
（緊急に授業料減免を受けることが必要な授業料等減免対象者に対する授業料減免の始期の特例）

第四条 第十九条第一項第二号に該当する授業料等減免対象者に対する授業料減免は、当分の間、第十一条の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業料等減免対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から授業料減免を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

- 一 事由発生日が入学前であり、入学後三月以内の日までに減免申請書を提出した者 当該確認大学等に入学した日の属する月
- 二 事由発生日が入学前であり、入学後三月を経過して減免申請書を提出した者 授業料等減免対象者としての認定を受けた日の属する月
- 三 事由発生日が入学後であり、事由発生日から三月以内の日までに減免申請書を提出した者 授業料等減免対象者としての認定を受けた日又は事由発生日から四月を経過した日のいずれか早い日の属する月
- 四 事由発生日が入学後であり、事由発生日から三月を経過して減免申請書を提出した者 授業料等減免対象者としての認定を受けた日の属する月

2 前項の場合における施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、第十九条第二項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあっては零とし、その額が百円未満の端数がある場合にあってはこれを切り捨てた額（同項本文に規定する市町村民税の所得割を課することができない者に準ずるものと認められる場合にあっては、零）とする。

- 一 施行令第二条第二項第一号に規定する合計額に百分の六を乗じた額から一万八千円を控除した額
- 二 施行令第二条第二項第二号に規定する額

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二条 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（学資支給金の支給の始期及び終期）</p> <p>第二十三条の五 〔略〕</p> <p>一 確認大学等への入学（第四十二条第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三号の転学及び同条第五号の入学を含む。以下この条及び次条において同じ。）年度の前年度又は入学後三月以内の機構の定める日までに前条第一項に規定する申請（以下この条において単に「申請」という。）を行った者 当該確認大学等に入学した日の属する月</p> <p>二・三 〔略〕</p>	<p>（学資支給金の支給の始期及び終期）</p> <p>第二十三条の五 〔同上〕</p> <p>一 確認大学等への入学（第四十二条第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三号の転学及び同条第五号の入学を含む。以下この条及び附則第十条において同じ。）年度の前年度又は入学後三月以内の機構の定める日までに前条第一項に規定する申請（以下この条において単に「申請」という。）を行った者 当該確認大学等に入学した日の属する月</p> <p>二・三 〔同上〕</p>
<p>第二十三条の五の二 第四十条第一項第二号に該当する給付奨学生に対する学資支給金の支給は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる給付奨学生の区分に応じ、そ</p>	<p>〔条を加える。〕</p>

れぞれ当該各号に定める月分から学資支給金の支給を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

一 第四十条第一項第二号に規定する事由が生じた日（以下「事由発生日」という。）が入学前であり、入学後三月以内の日までに申請を行った者 当該確認大学等に入学した日の属する月

二 事由発生日が入学前であり、入学後三月を経過して申請を行った者 当該申請を行った日の属する月

三 事由発生日が入学後である者 当該申請を行った日の属する月

（給付奨学生等の収入額及び資産額等の判定等）

第二十三条の七 「略」

2 第四十条第一項第二号に掲げる場合に行う給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額が第二十三条の二第二項第四号イに定める額に該当するかどうかの判定及び当該支給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定は、事由発生日の属する年の翌々年に前項の規定により適格認定における収入額・資産額等の判定が行われるまでの間は、前項の規定にかかわらず、三月ごと（事由発生日から起算して十五月を経過した後であつては、一年ごと）に行うものとする。

3・4 「略」

（生計維持者の変更等の届出）

第二十三条の九 給付奨学生は、機構の定めるところにより、その生計維持者の変更又は国籍若しくは在留資格の変更若しくは在留期間の更新の有無その他学資支給金の支給に必要なものとして機構が定める事項を機構に届け出るものとする。

（令和三年度における支給額算定基準額の算定の特例）

第十條 施行令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、令和三年四月から九月までの間は、第四十条第一項各号に掲げる場合のほか、選考対象者若しくは支給対象者又はその生計維持者が、令和二年度分の施行令第八条の二第四項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において次のいずれかに該当する者であつた場合とする。

一 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものうち、その者と生計を一にする子（他の者の地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族とされている者を除く。）で令和元年の同法第三百三十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものを有し、かつ、令和元年の合計所得金額が五百万円以下であるもの

二 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものうち、その者と生計を一にする子（他の者の地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族とされている者を除く。）で令和元年の同法第三百三十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものを有し、かつ、令和元年の合計所得金額が五百万円以下であるもの

三 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものうち、その者と生計を一にする子（他の者の地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族とされている者を除く。）で令和元年の同法第三百三十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものを有し、かつ、令和元年の合計所得金額が五百万円以下であるもの

第二十三条の七 「同上」

2 第四十条第一項第二号に掲げる場合に行う給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額が第二十三条の二第二項第四号イに定める額に該当するかどうかの判定及び当該支給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定は、第四十条第一項第二号に規定する事由が生じた日（以下「この項及び附則第十条において「事由発生日」という。）の属する年の翌々年に前項の規定により適格認定における収入額・資産額等の判定が行われるまでの間は、前項の規定にかかわらず、三月ごと（事由発生日から起算して十五月を経過した後であつては、一年ごと）に行うものとする。

3・4 「同上」

（生計維持者の変更等の届出）

第二十三条の九 給付奨学生は、機構の定めるところにより、その生計維持者の変更又は在留資格の変更若しくは在留期間の更新の有無その他学資支給金の支給に必要なものとして機構が定める事項を機構に届け出るものとする。

附則

（令和三年度における支給額算定基準額の算定の特例）

第十條 施行令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、令和三年四月から九月までの間は、第四十条第一項各号に掲げる場合のほか、選考対象者若しくは支給対象者又はその生計維持者が、令和二年度分の施行令第八条の二第四項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において次のいずれかに該当する者であつた場合とする。

一 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものうち、その者と生計を一にする子（他の者の地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族とされている者を除く。）で令和元年の同法第三百三十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものを有し、かつ、令和元年の合計所得金額が五百万円以下であるもの

二 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものうち、その者と生計を一にする子（他の者の地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族とされている者を除く。）で令和元年の同法第三百三十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものを有し、かつ、令和元年の合計所得金額が五百万円以下であるもの

三 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものうち、その者と生計を一にする子（他の者の地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族とされている者を除く。）で令和元年の同法第三百三十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものを有し、かつ、令和元年の合計所得金額が五百万円以下であるもの

第二十三条の七 「同上」

2 第四十条第一項第二号に掲げる場合に行う給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額が第二十三条の二第二項第四号イに定める額に該当するかどうかの判定及び当該支給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定は、第四十条第一項第二号に規定する事由が生じた日（以下「この項及び附則第十条において「事由発生日」という。）の属する年の翌々年に前項の規定により適格認定における収入額・資産額等の判定が行われるまでの間は、前項の規定にかかわらず、三月ごと（事由発生日から起算して十五月を経過した後であつては、一年ごと）に行うものとする。

3・4 「同上」

（生計維持者の変更等の届出）

第二十三条の九 給付奨学生は、機構の定めるところにより、その生計維持者の変更又は在留資格の変更若しくは在留期間の更新の有無その他学資支給金の支給に必要なものとして機構が定める事項を機構に届け出るものとする。

附則

（緊急に学資支給金の支給を受けることが必要な給付奨学生に対する学資支給金の支給の特例）

第十條 第四十条第一項第二号に該当する給付奨学生に対する学資支給金の支給は、当分の間、第二十三条の五の規定にかかわらず、次の各号に掲げる給付奨学生の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から学資支給金の支給を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

一 事由発生日が入学前であり、入学後三月以内の日までに申請を行った者 当該確認大学等に入学した日の属する月

二 事由発生日が入学前であり、入学後三月を経過して申請を行った者 給付奨学生認定を受けた日の属する月

三 事由発生日が入学後であり、事由発生日から三月以内の日までに申請を行った者 給付奨学生認定を受けた日又は事由発生日から四月を経過した日のいずれか早い日の属する月

第二十三条の七 「同上」

2 第四十条第一項第二号に掲げる場合に行う給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額が第二十三条の二第二項第四号イに定める額に該当するかどうかの判定及び当該支給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定は、第四十条第一項第二号に規定する事由が生じた日（以下「この項及び附則第十条において「事由発生日」という。）の属する年の翌々年に前項の規定により適格認定における収入額・資産額等の判定が行われるまでの間は、前項の規定にかかわらず、三月ごと（事由発生日から起算して十五月を経過した後であつては、一年ごと）に行うものとする。

3・4 「同上」

（生計維持者の変更等の届出）

第二十三条の九 給付奨学生は、機構の定めるところにより、その生計維持者の変更又は在留資格の変更若しくは在留期間の更新の有無その他学資支給金の支給に必要なものとして機構が定める事項を機構に届け出るものとする。

から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあつては零とし、その額に百円未満の端数がある場合にあつてはこれを切り捨てた額）（同項本文に規定する市町村民税の所得割を課することができない者に準ずるものと認められる場合にあつては、零）とする。

一 施行令第八条の二第四項第一号に規定する合計額に百分の六を乗じた額から一万八千円を控除した額

二 施行令第八条の二第四項第二号に規定する控除する額

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

（施行期日）
第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。（施行前の準備）
第二条 この省令を施行するために必要な判定の手續その他の行為は、この省令の施行前においても行うことができる。

告

示

○財務省告示第三号
 農林水産省告示第三号
 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。
 令和三年二月十九日
 財務大臣 麻生 太郎
 農林水産大臣 野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一 株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年三厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年四厘五毛とし、	一 株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年二厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三厘五毛とし、

同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分四厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三厘とする。

二 法別表第五一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
十年以下	年一厘六毛
十年を超え十一年以下	年一厘七毛
十一年を超え十二年以下	年一厘九毛
十二年を超え十三年以下	年二厘一毛
十三年を超え十四年以下	年二厘三毛
十四年を超え十五年以下	年二厘五毛
十五年を超え二十五年以下	年三厘

三 法別表第五三号の1に掲げる資金（同条の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分三厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二厘とする。

二 法別表第五一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
十一年以下	年一厘六毛
十一年を超え十二年以下	年一厘七毛
十二年を超え十三年以下	年一厘九毛
十三年を超え二十五年以下	年二厘

三 法別表第五三号の1に掲げる資金（同条の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。